

建設工事請負契約書作成の手引き

令和7年2月1日改正

玉村町が発注する建設工事の受注者は、この手引きを参考にして契約書を作成してください。

1. 建設工事請負契約書（玉村町財務規則様式第38号ア（第147条関係））

該当条項	記入内容及び補正内容等
収入印紙	発注者が保管する契約書1通に、印紙税法において定められた金額の収入印紙を貼付し、受注者のみが消印します。
1 契約番号 2 工事名 3 工事場所 4 工期	契約担当課の指示に従い、指名通知書又は入札公告（以下「指名通知書等」という。）に記載されている内容を記載します。 落札者には、「落札者あて事務連絡」を渡します。
5 請負代金額	1 請負代金額欄には、次の金額（落札金額）を記載します。 (1) 消費税の課税業者：入札金額＋入札金額の10%（消費税及び地方消費税） (2) 消費税の免税業者：入札金額＋入札金額の10% 2 消費税及び地方消費税額の記載 (1) 消費税の課税業者：入札金額の10%を記載します。 (2) 消費税の免税業者：「（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）」を削除（又は見え消し2重線）します。
6 契約保証金	1 契約保証金は、債務不履行の事態が発生した場合に発注者が受ける損害を補填するため、契約の締結にあたり契約金額の10%以上を納付していただくものです。 2 指名通知書等に「免除」または「無」と記載されている場合は、「免除」と記載します。 3 契約保証金は、現金、有価証券（国債及び地方債）、金融機関の保証、前払保証会社の保証、履行保証保険及び履行保証証券のいずれかから選択することができます。 4 現金又は現金に代わる担保（有価証券、銀行の保証及び東日本保証株式会社の保証）を納める場合は、当該金額を記載します。 ※現金で納める場合は、納付書を用意する都合がありますので、事前に契約担当課へご連絡ください。 5 契約保証金の納付に代えて履行保証保険契約に係る証券を提出する場合は「免除（履行保証保険）」と記入します。 6 受注者が、契約保証金の納付に代えて公共工事履行保証証券を提出する場合は「免除（履行ボンド）」と記入します。
7 解体工事に要する費用等	1 当該工事が建設リサイクル法の対象工事である場合は、「別紙のとおり。」と記載し、該当となる「法第13条及び省令第4条に基づく書面」に必要な事項を記載のうえ、工事請負契約約款の末尾に綴じ込みます。

	2 当該工事が建設リサイクル法の対象工事でない場合は、「対象外工事」と記載します。
本書○通	1 発注者分1部、受注者分1部を作成しますので「2」を記入します。 2 共同企業体の場合は、各構成員分の契約書も作成しますので、「1＋共同企業体の構成員数」を記入します。
契約締結日	契約担当課の指示に従います。
発注者 所在地 代表者	記載する必要はありません。
受注者 住所又は所在地 商号又は名称 代表者	1 法人の場合 「住所又は所在地 入札参加資格者名簿に登録した住所又は所在地 商号又は名称 商号 代表者 役職名 代表者氏名」 と記載し、代表者印を押印します。 2 共同企業体の場合 「共同企業体名の名称 共同企業体名」 「代表者 住所又は所在地 入札参加資格者名簿に登録した住所又は所在地 商号又は名称 商号又は名称 代表者 役職名 代表者氏名」 「構成員 住所又は所在地 入札参加資格者名簿に登録した住所又は所在地 商号又は名称 商号又は名称 代表者 役職名 代表者氏名」 と記載し、各構成員の代表者印を押印します。 3 個人の場合 「住所又は所在地 入札参加資格者名簿に登録した住所又は所在地 商号又は名称 屋号 代表者 役職名 氏名」 と記載し、押印します。 4 入札参加資格者名簿において契約締結権限を委任している場合は、委任先の内容を記載し、受任者印を押印します。
綴じ方	契約書、約款、設計図書を袋とじにし、表面及び裏面の糊付け部分に割印を押印します。なお、設計図書の位置図や図面は綴じ込みを省略できます。 ※1 設計図書等への質問回答があった場合には、必ず「質問回答書」を追記事項として設計図書の後に綴じ込んで契約書を作成してください。 ※2 建設リサイクル法の対象工事である場合は、該当となる書面を「約款」の末尾に綴じ込んで契約書を作成してください。

2. 建設工事請負契約約款

該当条項	記入内容及び補正内容等
文字、項、条の加入、訂正、削除の方法	1 ○字加入する場合は、「○字加入」と欄外に記載します。 2 ○字訂正する場合は、「○字訂正」と欄外に記載します。 3 ○字削除する場合は、「○字削除」と欄外に記載します。 4 項や条を加入、訂正、削除する場合も同様に、「第10条第1項第2号(A)削除」などと記載します。 5 記号（句読点、かぎ、括弧等）は字数として数えません。 6 「○字加入」などと記載した箇所には、訂正印を押印します。
(総則) 第1条	建築工事の場合は、「設計書、」（3字）を削除（又は見え消し2重線）します。建築工事以外は、削除しません。
(契約の保証) 第4条	指名通知書等で契約保証金の納付を「免除」とされた場合は、本条を削除（又は見え消し2重線）します。ただし、履行保証証券又は履行保証保険に係る書類の提出により結果的に契約保証金の納付が免除される場合は削除しません。
(現場代理人及び主任技術者等) 第10条第1項第2号	次のとおり削除（又は見え消し2重線）及び記載します。 1 契約金額が4,500万円（建築一式は9,000万円）未満の場合 (A)はそのまま記載し、(B)及び(C)を削除（又は見え消し2重線）します。 【例】 (A) [] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。） 2 契約金額4,500万円（建築一式は9,000万円）以上で、下請金額の合計が5,000万円（建築一式は8,000万円）未満の場合又は下請の予定がない場合 (A) [専任の] 主任技術者とし、(B) 及び (C) を削除（又は見え消し2重線）します。 【例】 (A) [専任の] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。） 3 契約金額4,500万円（建築一式は9,000万円）以上で、下請金額の合計が5,000万円（建築一式は8,000万円）以上で管理技術者を専任とする場合 (A) を削除（又は見え消し2重線）し、(B) [専任の] 管理技術者とし、

	(C) も削除 (又は見え消し 2 重線) します。 【例】 (A) [] 主任技術者 (B) [専任の] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐 (建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。) 4 契約金額 4,500 万円 (建築一式は 9,000 万円) 以上で、下請金額の合計が 5,000 万円 (建築一式は 8,000 万円) 以上の場合で管理技術者を非専任とする場合 (A) を削除 (又は見え消し 2 重線) し、(B) [非専任の] 管理技術者とし、(C) も削除 (又は見え消し 2 重線) します。 【例】 (A) [] 主任技術者 (B) [非専任の] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐 (建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)
(支給材料及び貸与品) 第 1 5 条	「設計図書に定めるところ」によりますので、工事材料の支給がなくても削除する必要はありません。
(条件変更等) 第 1 8 条	建築工事の場合は、「設計書、」(3 字) を削除 (又は見え消し 2 重線) します。建築工事以外は、削除しません。
(請負代金額変更に代える設計図書の変更) 第 3 0 条第 1 項	第 1 5 条を削除しませんので、「第 1 5 条、」を削除する必要はありません。
(前金払及び中間前金払) 第 3 4 条	指名通知書等で前金払を「前払金無し」とされた場合は、本条を削除 (又は見え消し 2 重線) します。
(保証契約の変更) 第 3 5 条	
(前払金の使用等) 第 3 6 条	
(部分払) 第 3 7 条	指名通知書等で部分払を「部分払無し」とされた場合は、本条を削除 (又は見え消し 2 重線) します。

(火災保険等) 第 5 4 条	1 「設計図書に定めるところ」によりますので、削除する必要はありません。 2 第 1 5 条は削除しませんので、第 1 項「(支給材料を含む。以下この条において同じ。)」を削除する必要はありません。
以下については、契約の形態により必要に応じて作成してください。	
【0 町債の場合】 (債務負担行為に基づく特則) 第 5 7 条	0 町債に係る契約の場合は、第 5 7 条に次の条文を加えます。 「(債務負担行為に基づく特則) 第 5 7 条 前払金及び部分払い金の請求時期は、〇〇年 4 月 1 日以降とする。」
【0 町債を除く債務負担行為の場合】 (債務負担行為に係る契約の特則) 第 5 7 条	1 <u>債務負担行為に係る契約でない場合は削除 (又は見え消し 2 重線) します。</u> <u>※又は最初から、約款の条文から除いておく。</u> 2 債務負担行為に係る契約の場合は、本条を第 5 7 条とし、以下の記入例 (請負金額 2 億円の場合) に従って記入します。 【記載例】 (1) 第 1 項 (支払限度額) 令和〇年度 90,000,000 円 ※当該年度の出来高予定額の 90%を記入 令和△年度 110,000,000 円 ※残金を記入 (2) 第 2 項 (出来高予定額) 令和〇年度 100,000,000 円 ※令和〇年度の出来高予定額を記入 令和△年度 100,000,000 円 ※令和△年度の出来高予定額を記入
【債務負担行為の場合】 (債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則) 第 5 8 条	1 <u>債務負担行為に係る契約でない場合は削除 (又は見え消し 2 重線) します。</u> <u>※又は最初から、約款の条文から除いておく。</u> 2 債務負担行為に係る契約の場合は、本条を第 5 8 条とします。 3 契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第 3 項「翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分 (円 以内)」に金額を記入します。
【債務負担行為の場合】 (債務負担行為に係る契約の部分払の特則) 第 5 9 条	1 <u>債務負担行為に係る契約でない場合は削除 (又は見え消し 2 重線) します。</u> <u>※又は最初から、約款の条文から除いておく。</u> 2 債務負担行為に係る契約の場合は、本条を第 5 9 条とします。 3 第 3 項中の各年度の部分払の回数は契約担当課に確認のうえ、各年度毎の回数を記入してください。

3. 契約時の提出書類

該当事項	提出の時期等
契約書	契約締結日までに契約担当課に2部提出。 ※共同企業体の場合は、各構成員分の契約書も作成しますので、「1＋共同企業体の構成員数」を提出。
免税事業者届（該当する場合のみ） ※1 1事務所につき年度初回のみ。但し、免税期間が契約締結時に更新されている場合は再度提出する。 ※2 工期中に免税期間が更新となる場合は、それぞれの期間の書類を提出する。	契約締結日までに契約担当課に1部提出。
契約保証に関する書類 ※指名通知書等で契約保証金が免除とされた場合を除き次のいずれかの書類を契約締結時に提出する。 ・契約保証金提出書及び納付済通知書写し（契約保証金の現金等による納付の場合） ・有価証券提出書（国債及び地方債） ・銀行等の保証書 ・東日本建設業保証事業会社の保証書 ・履行保証保険証券 ・履行保証証券（履行ボンド）	契約締結日までに契約担当課に1部提出。
現場代理人等指定通知書 【添付書類】 ・資格者証写し ・監理技術者資格者証写し（監理技術者の場合） ・雇用関係が確認できる書類 （例）社会保険の被保険者証の写し 標準報酬決定通知書の写し 監理技術者資格者証の写し 源泉徴収票の写し 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書の写し 住民税特別徴収税額通知書の写し など	契約締結日までに契約担当課に1部提出。

建設リサイクル法対象建設工事の契約書作成時の注意事項について

玉村町が契約締結する建設工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）第9条第1項に規定する対象建設工事（以下「対象建設工事」という。）に該当する場合は、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」に必要事項を記載のうえ、契約書に綴じ込むこととしましたので、契約書作成の際には、次の事項についてご注意ください。

対象建設工事

対象建設工事とは、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で、建設工事の規模が下表に該当するものになります。

対象建設工事の種類	規模
建築物の解体工事	床面積の合計 80m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m ² 以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額 500万円以上

特定建設資材

特定建設資材とは、建設リサイクル法施行令で定められた以下のものになります。

- コンクリート
- コンクリート及び鉄からなる建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版等）
- 木材
- アスファルト・コンクリート

※対象となる建設資材については具体例を参照してください。

契約書作成時の注意事項

- （１）契約に係る工事が対象建設工事である場合は、建設工事請負契約書の「7 解体工事に要する費用等」の項目に「別紙のとおり」と記載し、該当となる「法第13条及び省令第4条に基づく書面」に必要事項を記載のうえ、工事請負契約約款の末尾に綴じ込みます。
- （２）契約に係る工事が対象建設工事でない場合は、建設工事請負契約書の「7 解体工事に要する費用等」の項目に「対象外工事」と記載します。

※詳細については記載例を参照してください。

書 式

「玉村町ホームページ→しごとの情報→入札・契約情報→入札・契約関係様式集」よりダウンロードしてください。

書式は3種類あり、対象建設工事の種類によって異なりますのでご注意ください。

特定建設資材の具体例

・特定建設資材であるもの

特定建設資材名	資材名
コンクリート	無筋コンクリート、有筋コンクリート
	コンクリートブロック
	コンクリート製インターロッキングブロック
	間知ブロック
	テラゾブロック
	軽量コンクリート
コンクリート及び鉄からなる建設資材 (プレキャスト鉄筋コンクリート版等)	P C 版
	コンクリート平板・U字溝等二次製品
木材	木材
	合板
	パーティクルボード
	集成材（構造用集成材）
	繊維板（インシュレーションボード）
	繊維板（M D F）
	繊維板（ハードボード）
アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物・再生加熱アスファルト混合物・改質再生アスファルト混合物
	アスファルト処理混合物・再生加熱アスファルト処理混合物

・特定建設資材ではないもの

資材名
レジンコンクリート
セメント瓦
モルタル
A L C 版
窯業系サイディング（押し出し成形版）
普通れんが
繊維強化セメント板（スレート）
粘土瓦
タイル

資材名
セメント処理混合物
粒度調整碎石
再生粒度調整碎石
クラッシュラン
再生クラッシュラン
アスファルト・ルーフィング
木質系セメント板（木毛・木片）
竹
樹脂混入木質材（ハウスメーカー製品）

記載例

様式第 38 号（第 147 条関係）

建設工事請負契約書

- 1 契約番号 ○○
- 2 工事名 ○○○○道路改良工事
- 3 工事場所 玉村町大字○○地内
- 4 工期 令和○年○月○日 から 令和○年○月○日まで
- 5 請負代金額 金○○○○○○○ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金○○○○○○○円)
- 6 契約保証金 金○○○○○○○円
- 7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

1. 指名通知書に「免除」または「無」と記載されている場合は、「免除」と記載します。
2. 現金または現金に代わる担保（有価証券、金融機関の保証及び東日本保証㈱の保証）を納める場合は、当該金額を記載します。
3. 契約保証金の納付に代えて履行保証保険契約に係る証券を提出する場合は、「免除(履行保証保険)」と記載します。
4. 契約保証金の納付に代えて公共工事履行保証証券を提出する場合は、「免除(履行ボンド)」と記載します。

1. 契約に係る建設工事が対象建設工事の場合は、「別紙のとおり」と記載します。
2. 契約に係る建設工事が対象建設工事でない場合は、「対象外工事」と記載します。

〔注〕 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、(1) 解体工事に要する費用、(2) 再資源化等に要する費用、(3) 分別解体等の方法、(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。（必要に応じて別紙により記入する。）

上記の工事について、発注者と受注者とは各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

1. 発注者分 1 部、受注者分 1 部を作成するため、「2」と記載します。
2. 共同企業体の場合は、各構成員分の契約書も作成するため、「1 + 共同企業体の構成員数」を記載します。

令和○年○月○日

発注者 所在地 群馬県佐波郡玉村町大字下新田 201
代表者 玉村町長 ○○ ○○ 印

受注者 住所又は所在地 △△△△△△△△
商号又は名称 △△△△(株)
代表者 代表取締役 △△ △△ 印

〔注〕 受注者が共同企業体を結成している場合においては、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所又は所在地及び商号又は名称を記入する。

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

1. 分別解体等の方法

1. 作業内容の該当事項の「**□にチェック**」をします。
 2. 作業内容が有の場合は、分別解体等の方法の該当事項の「**□にチェック**」をします。

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

△△△△△△ 円(税込)

1. 解体工事がある場合は、「**当該金額**」を記載します。
 2. 新築工事のみの場合は、「**なし**」と記載します。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

新築工事において端材の発生量がわからない等の理由で再資源化等に要する費用を見込んでいない場合は「**○**」と記載します。

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

△△△△△△ 円(税込)

[illegible]

- 11 -